

NTT ドコモ グリーン調達ガイドライン



2018 年 1 月改定版

株式会社 NTT ドコモ

◆改定履歴

| | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1999年10月 初版制定 | 初版制定 |
| 2007年4月 改定 | <p>主な改定項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サプライヤ環境保全の取組み 環境マネジメントシステムの第三者認証取得の推奨及び自己構築の場合の環境関連遵守事項5項目（環境方針等）の設定 2. 含有化合物質 JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会）で指定された物質を含有禁止・管理物質とし、RoHS 指令、市場調査等を勘案した適用除外事項の設定 |
| 2008年7月 改定 | ロゴ、社名表記の変更 |
| 2010年5月 改定 | 「NTTグループ省エネ性能ガイドライン」の引用について追記 |
| 2014年1月 改定 | <p>主な改定項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「NTTグループ グリーン調達ガイドライン」の記載削除 2. JIG別表Bに関する記載を削除 3. 2010年5月改定版の以下の表を削除 <ul style="list-style-type: none"> ● 別紙1（表1 JIG別表A、表2 JIG別表B） ● 別紙2（適用除外） 4. 表1に適用除外を記載（2010年5月版 別紙2の一部記載を残す） 5. 環境関連活動調査票、製品含有化学物質調査回答書は本ガイドラインとは別に定める |
| 2018年1月 改定 | <p>主な改定項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ベンチマークとする団体、ガイドライン、情報伝達スキームの現行化と諸項目への記載反映 削除：「JGPSSI」、「JIG」、「JIG別表A」 追加：「JAMP」、「IEC62474」、「chemSHERPA」 2. 含有化学物質管理の現行化と、管理物質リストの記載 3. 「製品含有化学物質管理体制の構築」に関する記載追記 4. 全体構成の変更（項番の入れ替え）、表現の修正 5. 「5. サプライヤさまの取組み」において要望事項を追加（環境負荷低減の内容追加、上流への働きかけについて） |

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 1. はじめに | 4 |
| 2. 基本的な考え方と取組み | 4 |
| 3. 適用範囲 | 5 |
| 4. 用語の定義 | 5 |
| 5. サプライヤさまの取組みについて | |
| <必須事項> | 5 |
| <要望事項> | 6 |
| 6. 製品に関する環境負荷低減について | |
| <必須事項> | 6 |
| <要望事項> | 11 |
| 7. グリーン調達活動のアセスメントについて | 13 |
| 8. その他 | 13 |
| 9. 参照 | 13 |
| 表1：電気通信設備を対象とした適用除外用途 | 14 |

1. はじめに

NTT ドコモは（以下、ドコモ）は環境への影響を考慮した製品の調達（グリーン調達）を推進します。NTT ドコモ グリーン調達ガイドライン（以下、ガイドライン）は、グリーン調達に関するドコモの基本的考え方であり、サプライヤの皆様にお願する取組み事項や調達する製品に関する環境負荷低減事項等について定めるものです。

2. 基本的な考え方と取組み

ドコモは社会インフラを担う企業として、環境保全を志向する社会システム構築の支援が永続的に取組むべき経営の最重要課題の一つと認識しています。この考え方に基づきドコモ地球環境憲章に沿って、事業活動のあらゆる側面で環境保全に配慮し循環型社会実現にむけて行動しております。

また、ドコモでは将来に向けてめざす姿を示す「ドコモグループ環境宣言」、および 2030 年に向けたドコモグループの環境目標「Green Action Plan 2030」を策定しています。

資材調達での環境保全に取組むためには、製品の製造、物流、使用、廃棄、リサイクルという製品ライフサイクル全体での環境負荷を低減することが必要と考えております。そのために、サプライヤの皆様の理解と協力を得てグリーン調達を推進しております。環境保全に配慮したサプライヤさまから、環境に配慮した製品を積極的に調達することを推進しており、地球環境の保全に努めております。

| ＜ドコモグループ地球環境憲章＞ | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【基本理念】 | |
| | 私たちドコモグループは、地球環境問題を重要な経営課題と捉えています。モバイル ICT を基軸としたサービスの開発や提供を通して、生活やビジネスの様々な場でイノベーションを起こし、お客さまとともに社会全体の環境保全に貢献します。また自らの事業活動における環境負荷を低減します。 |
| 【基本方針】 | |
| | <ul style="list-style-type: none">●環境に配慮した事業の実践<ul style="list-style-type: none">・ ICT サービスの提供を通して、積極的に環境負荷低減に貢献する事業を推進します。・ 事業活動全般において、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、有害物質の適正管理、3R の推進（リデュース、リユース、リサイクル）による省資源を推進します。●環境マネジメントの強化<ul style="list-style-type: none">・ 環境法規制を適切に順守するとともに、環境マネジメントシステムを通じて、リスクを未然に予防し、パフォーマンスを継続的に改善します。●環境コミュニケーションの推進<ul style="list-style-type: none">・ 調達・研究開発・販売・アフターサービスのプロセスを通じ、ビジネスパートナーと協働して環境負荷低減に貢献します。・ ドコモグループの環境活動を理解してもらうために、正確な環境情報を開示するとともに、フィードバック情報を環境活動の改善に活かします。・ 社員への環境教育や各階層・部門間とのコミュニケーションを活用して、環境マインドを高めます。●生物多様性の保全<ul style="list-style-type: none">・ 生物多様性と事業との関わりを把握し、生物多様性を将来世代に引き継ぐために取組みを推進します。 |
| | ドコモグループ環境宣言および Green Action Plan 2030 https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/ecology/environ_management/green2030/index.html#p02 |

3. 適用範囲

本ガイドラインは、ドコモが調達する電気通信設備及び端末系商品について適用します。

4. 用語の定義

本ガイドラインに用いる用語の定義は、以下の他、JIS Q 14001 / ISO 14001 による。

(1) EMAS

欧州規則に基づく環境監査制度

(2) KES、エコアクション 21、エコステージ

中小企業に対して容易に取り組める環境マネジメントシステム。

(3) IEC62474

国際電気標準会議（IEC）が定めた含有化学物質の開示手順の国際規格。2012年3月に発行。

(4) JAMP

ア－ティクルマネジメント推進協議会の略称。2006年9月に業界横断の活動推進主体として発足。

(5) chemSHERPA

経済産業省の主導により開発された国内の新しい製品含有化学物質の情報伝達スキーム。
管理運営はア－ティクルマネジメント推進協議会。

(6) RoHS (Restriction of Hazardous Substances)

EU（欧州連合）が2006年7月1日に施行した有害物質規制。電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止するもの。

(7) REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of CHemicals)

EU（欧州連合）が2006年7月1日に施行した有害物質規制。人の健康や環境の保護のために化学物質を管理するもの。化学品だけでなく成形品も対象。

(8) 製品アセスメント

製品の設計段階において、製品が与える環境影響を部品・材料調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄処理等の各段階で評価し、必要に応じて製品の設計変更を行い、環境への影響の低減を図ること。

(9) 特定有害産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4にて規定された廃棄物

5. サプライヤさまの取組みについて

<必須事項>

(1) 環境マネジメントシステムの構築

事業活動における環境負荷低減の取り組みとして、環境マネジメントシステムの構築と、その第三者認証を必須とします。

① ISO14001

② EMAS、KES、エコアクション 21、エコステージ等

なお、自己構築の場合は、第三者認証取得を前提として、以下の5項目が含まれている必要があります。

① 環境方針

② 環境目的及び目標

- ③環境管理体制及び環境管理責任者
- ④従業員に対する環境教育
- ⑤環境関連法規の遵守

(2) 環境関連活動調査表の提出

サプライヤさまには、グリーン調達基準に従った別に定める「環境関連活動調査表」を提出していただきます。また、記載内容に変更がありましたら、その都度提出してください。

<要望事項>

(1) グリーン調達・購入の実施

グリーン調達及びグリーン購入を推進する仕組みを構築し、実施している事を要望します。

(2) 情報の公開

環境情報の公開又は第三者の要望に応じて開示できるような仕組みを構築し、実施していることを要望します。

(3) 事業所の環境負荷低減

モーダルシフト・小型化設計・共同配送などの CO2 削減及び廃棄物削減・リサイクル、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの利用推進、水資源の保全、生物多様性への配慮と保全に取り組む事を要望します。

(4) サプライチェーン上流への働きかけ

要望事項(1)～(3)について、環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体で取り組むため、サプライヤの皆さまより、上流の仕入先様への働きかけを要望します。

6. 製品に関する環境負荷低減について

<必須事項>

(1) 製品含有化学物質の禁止・制限・報告または表示等について

国際規格 IEC62474 の基準に準じ、国内外の条約・法令・条例・規制等に従って、含有化学物質毎に定められた閾値レベルを遵守（使用の禁止、使用の制限、報告または表示等）してください。適用除外については、最新の RoHS 指令等の法規制を参照してください。また、電気通信設備に限り別表 1「適用除外用途」で示す物質を対象とします（国内動向等を考慮して、必要に応じ適用除外事項を改訂します）。

ドコモが報告を求める含有禁止・管理物質

| No. | 物質群 ID/ CAS 番号 | ドコモ 物質群 | 主な関連法令 |
|-----|-------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | SG006 | カドミウム/カドミウム化合物 | EU RoHS 指令 (2011/65/EU) EU REACH 規則 附属書 XVII EU 電池指令 (2013/56/EC) |
| 2 | SG008 | 六価クロム化合物 | EU RoHS 指令 (2011/65/EU) EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 3 | SG014 | 鉛/鉛化合物 | EU RoHS 指令 (2011/65/EU) EU REACH 規則 附属書 XVII EU 電池指令 (2013/56/EC) 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA) |

| No. | 物質群 ID/ CAS 番号 | ドコモ 物質群 | 主な関連法令 |
|-----|-------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 4 | SG019 | 水銀及び水銀化合物 | EU RoHS 指令 (2011/65/EU) EU REACH 規則 附属書 XVII EU 電池指令 (2013/56/EC) |
| 5 | 7440-02-0 | ニッケル | EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 6 | 56-35-9 | トリブチルスズ=オキシド (TBT0) | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU REACH 規則 (SVHC 2008/10/28) |
| 7 | SG035 | 三置換有機スズ化合物 | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 8 | SG009 | ジブチルスズ化合物 (DBT) | EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 9 | SG010 | ジオクチルスズ化合物 (DOT) | EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 10 | 1304-56-9 | 酸化ベリリウム | EU WEEE 指令 (2002/96/EC) 及び EU EU 指令 (1999/45/EC) |
| 11 | SG026 | ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類) | EU RoHS 指令 (2011/65/EU) EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 12 | SG027 | ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU RoHS 指令 (2011/65/EU) EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 13 | SG004 | 臭素系難燃剤 (BFR) (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く) | 米国 JS709、IPC-04101、IEC61249-2-21 |
| 14 | SG036 | 塩素系難燃剤 (CFR) | 米国 JS709、IPC-04101、IEC61249-2-21 |
| 15 | SG028 | ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替物質 | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU POPs 規則 附属書 I EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 16 | SG029 | ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類) | EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 17 | SG030 | ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が 2 以上) | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU POPs 規則 附属書 I |
| 18 | SG022 | 過塩素酸塩 | 米国加州 過塩素酸塩管理規則 |
| 19 | SG023 | パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU POPs 規則 附属書 I、EU REACH 規則 附属書 XVII、カナダ環境保護法 |
| 20 | SG012 | フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6) | EU F ガス規則 (517/2014) |
| 21 | SG001 | アスベスト 類 | 日本 安衛法、REACH 規則 附属書 XVII |
| 22 | SG002 | 一部の芳香族アミンを生成する アゾ染料・顔料 | EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 23 | SG021 | オゾン層破壊物質 | オゾン層保護法、モントリオール議定書 米国フロン税 |
| 24 | SG031 | 放射性物質 | ・放射性同位元素等による放射線障害 の防止に関する法律 (日本) ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律 (日本) |
| 25 | 50-00-0 | ホルムアルデヒド | ドイツ 化学品禁止規則、デンマーク ホルムアルデヒド規制 |
| 26 | 3846-71-7 | 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2- yl)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) |
| 27 | SG013 | ヘキサブロモシクロドデカン | 日本 化審法 (第一種特定化学物質) EU REACH 規則 附属書 XVII EU POPs 規則 附属書 I |
| 28 | SG034 | 短鎖型塩化パラフィン類 (C10~C13) | EU REACH 規則 附属書 XVII EU POPs 規則 附属書 I |

| No. | 物質群 ID/ CAS 番号 | ドコモ 物質群 | 主な関連法令 |
|-----|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 29 | 117-81-7 | フタル酸ビス2-エチルヘキシル (DEHP) | EU RoHS 指令 (欧州委員会委任指令 2015/863) |
| 30 | 85-68-7 | フタル酸ブチルベンジル (BBP) | EU RoHS 指令 (欧州委員会委任指令 2015/863) |
| 31 | 84-74-2 | フタル酸ジブチル (DBP) | EU RoHS 指令 (欧州委員会委任指令 2015/863) |
| 32 | 84-69-5 | フタル酸ジイソブチル (DI BP) | EU RoHS 指令 (欧州委員会委任指令 2015/863) |
| 33 | SG025 | フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP) | EU REACH 規則 附属書 XVII 米国 2008 年消費者製品安全改善法 (PUBLIC LAW 110-314) |
| 34 | 624-49-7 | ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) | EU REACH 規則 附属書 XVII |
| 35 | SG041 | フタル酸ジイソデシル (DIDP) | 米国・カリフォルニア州 プロポジション 65 |
| 36 | 84-75-3 | フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP) | 米国・カリフォルニア州 プロポジション 65 EU REACH 規則 附属書 XVII |

(2) 製品含有化学物質調査について

製品含有化学物質調査については、経済産業省の主導により開発されたアーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) の情報伝達スキーム『chemSHERPA』もしくは「製品含有化学物質調査回答書」を使用し、情報の提供をお願いいたします。

(『chemSHERPA』 参照 URL: <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>)

報告様式: 下記何れかによる提出

- ①chemSHARPA-AI データ
- ②別紙「製品含有化学物質調査回答書」

報告対象: ドコモより要求のあった製品

調査において、記載内容に変更がありましたら、その都度提出してください。

※ お取引先様の要求事項によって、サプライヤさまに含有化学物質毎に定められた閾値を超える含有がないことを証明するための「不使用証明書」「自己適合宣言書」等の保証書の提出を求めることがあります。

(3) 製品含有化学物質管理体制の構築

「JIS Z 7201 製品含有化学物質管理—原則及び指針」およびアーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が制定する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に準拠した製品含有化学物質管理システムの構築・運用をお願いします。

【製品含有化学物質管理として実施すべき事項】

- ① 製品含有化学物質管理一般

製品含有化学物質管理の仕組みを確立し、文書化し、実施し、維持し継続的に改善すること。

② 製品含有化学物質管理方針の表明

製品含有化学物質管理の方針を定め、適切に取り組むことを表明すること。
方針は法規制の改正などの際に必要なに応じて見直しを行い、維持すること。

③ 計画策定

③-1. 製品含有化学物質管理基準の明確化

顧客要求や関係する法規制、業界基準に対応する製品含有化学物質管理基準を定め、明確化すること。また、法規制や業界基準の最新情報を維持、管理すること。

③-2. 目標及び実施計画

製品化学物質管理について目標を設定し、達成するための実施計画を策定・維持すること。
また、必要なに応じて目標や計画を見直すこと。

③-3. 責任及び権限の明確化

効果的な製品含有化学物質管理を実施するために、責任及び権限を明確に定めること。

③-4. 内部コミュニケーション

内部コミュニケーションに関わる手順を確立し、方針、製品含有化学物質管理基準、目標、実施計画、責任及び権限を関連部門に周知すること。

④ 運営管理

④-1. 運営管理一般

製品含有化学物質管理は、製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、設計・開発、購買、製造、引渡しの各段階で実施。

④-2. 設計・開発における製品含有化学物質管理

設計・開発段階において、製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自らの製品及び業態に応じて調達、製造、引渡しの各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準を明確にする。

④-3. 購買における製品含有化学物質管理

④-3.1 製品含有化学物質情報の入手・確認

サプライヤへ購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を提示し、製品含有化学物質情報を入手すること。また、管理基準を満たしている事を確認し、その結果を記録すること。管理基準の沿った製品含有化学物質情報の入手・確認は製造開始前までに完了すること。

④-3.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

サプライヤを選定する際に、サプライヤの製品含有化学物質の管理状況を確認し、記録すること。取引を継続する場合においても必要なに応じて製品含有化学物質情報の管理状況を再確認し記録すること。また、管理基準に不適合時の対応について予め定めておくこと。

④-3.3 受入れ時における製品含有化学物質管理

受入時に、購買製品が管理基準を満たしている事を確認、記録すること。

④-4. 製造工程における製品含有化学物質管理

④-4.1 製造工程における製品含有化学物質管理一般

製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を記録すること。

④-4.2 誤使用・混入汚染防止

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用・混入汚染防止策を実施すること。

④-5. 引渡しにおける管理

引渡しにおける製品含有化学物質に関わる管理基準を満たすことを確認した上で、その結果を記録し、製品を引き渡すこと。受入れ時及び製造工程中において、あらかじめ定めた確認事項が全て実施されたことを再確認すること。製品倉庫においても、誤出荷・混入汚染のないように管理すること。

④-6. 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認

製品の設計・開発、製造などの工程を他の組織へ委託する場合、製品含有化学物質管理基準を順守できるように外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録すること。

④-7. トレーサビリティ

製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確実にすること。

④-8. 顧客との情報交換

顧客との情報交換を図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を記録すること。

- a) 顧客が順守する必要がある法規制及び業界基準
- b) 製品含有化学物質情報
- c) 製品含有化学物質管理に関する情報

製品含有化学物質情報に変化が生じる場合には、事前にその情報を顧客に伝達すること。

④-9. 変更管理

製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。変更に対して、製品含有化学物質情報の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認すること。変更管理の手順を文書化し、変更時にはその結果を記録すること。

④-10. 不適合品発生時における対応

製品含有化学物質に関わる不適合品発生時における社内への連絡、サプライヤ・製造委託先・顧客への連絡及び応急処置の方法を定め、文書化すること。

応急処置の後に、原因を特定し必要な処置を決定、実施して再発を防止すること。

発生を未然に防止するための予防処置を講じること。

不適合時の対応を記録すること。

⑤ 人的資源および文書・情報の管理

⑤-1. 教育・訓練

製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練について、運営管理の項目ごとに内容を定めること。製品含有化学物質管理に関わる作業及び要員を特定し、必要な教育・訓練を実

施し、記録すること。

⑤-2. 文書及び記録の管理

本ガイドラインの実施項目が要求する「文書化が必要な手順」及び記録、並びに自社が必要と決定した手順及び記録を含む文書を管理すること。

⑥ 実施状況の評価及び改善

製品含有化学物質管理の状況について、定期的に評価すること。是正処置の必要な事項については、是正処置を実施すること。評価及び是正処置の結果は記録し、製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントに報告すること。製品含有化学物質管理に関するトップマネジメントは、その評価及び是正処置の結果をレビューすること。

<要望事項>

(1) 製品の環境負荷低減

サプライヤさまは、製品含有化学物質管理体制の下、製品アセスメントを実施してください。以下に製品アセスメントを実施する上で、考慮すべき主な項目を示します。また、本項目以外にも、環境に対する影響を低減する設計等を自主的に実施することを要望します。但し、個別製品における環境負荷低減要求は、仕様書の中で必須事項として明示する場合があります。

①材料

①-1 材料の統一

製品に使用する材料の種類は、可能な限り統一すること。特にプラスチック材料の種類は可能な限り統一すること。

①-2 材料の選定

製品に使用する材料を選定するときは、リサイクルが困難な複合材料等を可能な限り回避し、リサイクルが容易な材料を選定すること。

①-3 有害物質の使用抑制

原則、製品には、特定有害産業廃棄物に指定されている等、特別な廃棄処理が必要な物質や化合物を使用しないこと。これらを使用する場合、サプライヤさまは使用した有害物の名称、使用量を明確にするとともに、ドコモの要請により、使用中の漏洩防止、製品からの分離、輸送、リサイクル及び廃棄処理を説明すること。

②回避すべき加工法

製品に使用するプラスチック材料には、リサイクルを容易にするため、可能な限り以下の処理等は行わないこと。

- ・プラスチック表面の塗装及びメッキ
- ・ラベル等の添付、ただし、ラベルの材質がベースとなるプラスチック材料を同種類で、かつ接着剤を使用すること無しにラベルを接着する場合（溶融など）はその限りではない
- ・強化ガラスなどフィラーの混入

③省資源

③-1 再生材料の使用

製品に使用する材料は、可能な限り再生材料を使用すること。

③-2 減量化

製品は、可能な限り減量化を図ること。

③-3 長寿命化

製品及び交換部品の長寿命化を図ること。

④分解の容易性

製品は可能な限り、再生可能な部品、再生可能な材料ごとに容易に分解可能な構造とすること。

⑤表示

製品及び部品は、材料名を明記する等、リサイクル及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を、容易に消えない方法で可能な限り表示すること。なお、製品及び部品に使用するプラスチック材料からなる成形品は、可能な限り JIS K 6899、JIS K 6899-2 及び JIS K 6999 に従った材料名の記号を表示し原則ラベルによる表示は行わないこと。

⑥省エネルギー

製品のエネルギー(電力、化石燃料)消費は、可能な限り少なくする。なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に指定されている特定機器は当該法に準じた性能を有すること。また、抑制すべき性能は平均的消費電力、発熱量、最大消費電力とする。

なお、「NTT グループ省エネ性能ガイドライン」で対象に挙げられている装置類については、同ガイドラインで定める省エネ基準を、原則、満足すること。

⑦梱包材

梱包材は、可能な限り次に示す項目に配慮する。また、包装材による環境影響を低減するため、製品の構造(設計)にも配慮すること。

⑦-1 構造

梱包材は、繰り返し使用可能な構造とすること。

⑦-2 材料

梱包材は、再生材料を使用するとともに、使用量を必要最小限にすること。

⑦-3 表示

梱包材は、容易に消えない方法で材料名(プラスチック材料含む)を表示すること。

⑧廃棄処理の容易性

製品(梱包材を含む)が中間処理及び最終処分されるとき、処理施設及び施設の周辺環境等に可能な限り影響をあたえないように配慮して製品を設計すること。

(2) リサイクル・廃棄方法

サプライヤさまは、製品のリサイクル・廃棄方法について手順を作成し、ドコモの要請により、その手順を説明することを要望します。(例：マテリアルサイクル、サーマルサイクル、最終処分方法等)

7. グリーン調達活動のアセスメントについて

(1) 実地監査について

環境関連活動状況について、必要に応じ実地監査を実施させていただく場合があります。

8. その他

本ガイドラインは、社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じて改訂します。

9. 参照

本ガイドラインの改定に際して、下記を参考にしております。

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) 製品含有化学物質管理ガイドライン

<http://www.jamp-info.com/dl>

附則

(施行期日)

2018年1月改訂版ガイドラインは、2018年1月以降適用する。

【問い合わせ先】

株式会社 NTT ドコモ 資材部

TEL 03-5156-1392 FAX 03-5156-0336

表 1

<適用除外>

| 材料／化学物質群 | 除外される主な用途 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム／カドミウム化合物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外用アンテナの取付け金具で溶融亜鉛メッキを施した部分のカドミウム ・ ネットワーク・インフラを構成する通信装置のポリ塩化ビニールケーブル及び黄銅材に含まれるカドミウム |
| 鉛／鉛化合物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク・インフラを構成する通信装置のバッテリー ・ 屋外用アンテナの取付け金具で溶融亜鉛メッキを施した部分に含まれる鉛 ・ ネットワーク・インフラを構成する通信装置のポリ塩化ビニールケーブル及び無電解ニッケルメッキに含まれる鉛 |

表 1 注意事項

- ・ 電気通信設備を対象とした適用除外であり、端末系商品には適用されません。
- ・ 国内動向を考慮して改定します。